

別紙3

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
	<p>1 契約の概要</p> <p>各務原浄化センターの汚泥処理施設の運転、保守管理、清掃及び水処理施設の清掃、し渣の処理。</p> <p>長森ポンプ場、岐南ポンプ場、川島ポンプ場、兼山ポンプ場の清掃、し渣の処理等。</p>
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	<p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>各務原浄化センターの当該業務は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を尊重し、業務を委託する必要がある。</p>
	<p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>株式会社木曽川右岸流域下水道が関連する4市6町(当時4市9町)のし尿収集業者により設立された上記の特別措置法の趣旨に合致する唯一の業者であり、運転開始初年度である平成3年度から当該業務を受託しており業務に精通し履行内容も良好である。また、緊急時の対応も迅速良好で危機管理体制も充実している。</p> <p>したがって、株式会社木曽川右岸流域下水道と一者随意契約を行うものとする。</p>